

天童市へ旅行される旅行者の方へ
貸切バス代の一部を補助いたします！



天童市誘客促進交通費支援事業費補助金とは？
山形県隣県を除く地域から出発し、市内の旅館又はホテルにおいて1泊以上の宿泊を伴う10名以上の貸切バスツアーを対象としてバス1台あたり20,000円を天童市が補助するものです。
※ 国外からの企画旅行の場合は、出発地の条件はありません。



申請受付について

- ①旅行催行期間：4月1日～6月30日
申請受付開始日：4月1日から受付開始
- ②旅行催行期間：7月1日～9月30日
申請受付開始日：5月1日から受付開始
- ③旅行催行期間：10月1日～12月31日
申請受付開始日：8月1日から受付開始
- ④旅行催行期間：1月1日～3月31日
申請受付開始日：11月1日から受付開始

※受付期間内であっても予算額に達した時点で終了しますので、申請される前にお問い合わせ下さい。

※申請時は、原則として、催行する月毎に取りまとめの上、催行予定日の20日前までに提出ください。

補助内容について

【補助内容】
貸切バス1台あたり20,000円

【補助対象者】
旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に規定する登録を受けている旅行者

- 【補助対象事業】
- ①山形県隣県を除く地域から出発した貸切バスツアーを対象とし、市内の旅館又はホテルにおいて1泊以上の宿泊を伴うものであること。
 - ②行程に貸切バスを利用しており、バスの利用開始が山形県隣県を除く地域であること。
 - ③1団体につき10名以上（添乗員、バス運転手、ガイド等の業務員を除く。）であること。
 - ④催行期間が4月1日から翌年3月31日までの間に完了するものであること。
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が参加していないこと。

※国外からの企画旅行の場合、出発地の条件はありません。

旅行企画から補助金支払いまでの流れ

①旅行の企画・計画 (申請者手続き)

・旅行の日程の計画

②補助金交付申請書の提出 (申請者手続き)

・補助金交付申請書
・事業計画書
・収支予算書
・誘客促進交通費支援事業申請状況一覧表
・旅行行程表
を記入の上、商工観光課へ2部ずつ提出。

催行予定日の
20日前まで

③交付決定通知書の発行 (天童市手続き)

・申請書受理後、申請内容を
審査し天童市から交付決定通
知書を発行します。

④旅行の実施 (申請者手続き)

・宿泊証明書の準備。

⑤実績報告書の提出 (申請者手続き)

・実績報告書
・事業成績書
・収支精算書
・誘客促進交通費支援事業申請状況一覧表
・宿泊証明書
・請求書(1部のみ)
を記入の上、商工観光課へ2部ずつ(請求
書は1部)提出。

事業完了後20日以内
又は4月10日まで

③補助金の支払い (天童市手続き)

・実績報告書受理後、報告内
容を審査し補助金の支払いを
行います。

【注意】

事業費が増額または2割以上減額する場合は事業変更申請が必要になります。

・事業変更(中止、廃止)承認申請書
・事業計画書
・収支予算書
・誘客促進交通費支援事業申請状況一覧表
を記入の上、商工観光課へ2部ずつ提出。

【申込方法】

所定の様式に必要事項を記入の上、
催行予定日の20日前までに申請書を
提出してください。

【お問い合わせ】

天童市役所 経済部商工観光課
〒990-8510
山形県天童市老野森1丁目1番1号
TEL:023-654-1111(内線222・223)
FAX:023-653-0744
Mail:kanko-t@city.tendo.yamagata.jp

